

平成27年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業

評価基準の変更概要(木造の劣化対策及び耐震性基準の一部変更)

「既存住宅に係る住宅性能の評価手法に関する検討会」(H27.2.26開催)を踏まえ、評価基準については、前回の評価基準型 公募時(公募期間:H27.2.6~3.2)から、以下の木造の劣化対策及び耐震性等に関する部分を変更しております。
※以下は概要であり、基準の詳細については別紙の評価基準をご確認ください。

1. 床下の防湿措置の充実:木造 劣化対策

(旧)	床下が厚さ60mm以上のコンクリート又は厚さ0.1mm以上の防湿フィルム等で覆われていること。
(新)	床下が厚さ60mm以上のコンクリート又は厚さ0.1mm以上の防湿フィルム等で覆われていること。 ただし、床下がひび割れ等による隙間が生じていないコンクリートで覆われており、床下木部を触診して湿潤状態になく、維持保全の強化を図る場合はこの限りではない。

2. 雨はね防止措置の充実:木造 劣化対策

①雨はね防止措置として認められる措置の例

(旧)	軒・庇の出を900mm以上、又は人工芝を敷設
(新)	軒・庇の出を900mm以上、又は人工芝、 芝、砂利 を敷設

②雨はね防止措置を不要とする場合

(旧)	—
(新)	適切な維持保全計画が定められた雨樋が設置されているなど、軒先流下水が発生しない部分

3. 耐震診断を活用できる範囲の拡大:木造 耐震性

(旧)	昭和56年5月31日以前
(新)	平成12年5月31日以前